

広島県告示第千三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和八年十月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

田尻加入区（田尻あんずの里漁業協同組合）